

平成28年 第1回（2月）定例会

**県央県南広域環境組合  
議会 会議録**

## 平成28年 第1回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

平成28年2月15日 (1日間) 午前10時00分 開会

平成28年第1回県央県南広域環境組合議会定例会は、県央県南広域環境組合大会議室に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

1番 林田 勉	2番 本多 秀樹	3番 中野 太陽
4番 藤田 敏夫	5番 黒田 茂	6番 山口 喜久雄
7番 村川 喜信	8番 中村 好治	9番 上田 篤
10番 町田 康則	11番 小嶋 光明	12番 馬渡 光春
13番 山口 隆一郎		

2 説明のために出席したものは、次のとおりである。

管理 者 宮本 明雄	副管理 者 古川 隆三郎	副管理 者 金澤 秀三郎
副管理 者 松本 政博	事務局長 山本 博幸	総務課長 中村 明
施設課長 田中 金大	総務課長補佐 鳥辺 伸一	施設課長補佐 寺田 人生
監査委員 山崎 黄洋		

3 議会事務のために出席した者は、次のとおりである。

書記 蠍崎 真一 書記 濱崎 和也 書記 原野 聖

4 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

日程第1	議席の指定について
日程第2	会期の決定について
日程第3	会議録署名議員の指名について
日程第4	議会運営委員会委員の選任について
日程第5	一般質問
日程第6	議案第 1号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共

		団体の数の減少について
	議案第 2 号	県央県南広域環境組合行政不服審査会条例
	議案第 3 号	行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
	議案第 4 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
	議案第 5 号	平成 28 年度県央県南広域環境組合一般会計予算
日程第 7	議案第 6 号	監査委員（議員のうちから選任する委員）の選任につき同意を求ることについて

### ○議長（山口隆一郎君）

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成 28 年第 1 回県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 13 名でございます。定足数に達しております。

また、今期定例会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

次に、新たに組合議員として選出されました議員を御紹介いたします。

雲仙市議会議員 中村 好治 議員。

雲仙市議会議員 上田 篤 議員。

雲仙市議会議員 町田 康則 議員でございます。よろしくお願ひいたします。

なお、議事の進行上、ただいま御着席の席を仮議席といたします。

この際、議長より傍聴人の皆様にお願い申し上げます。

傍聴席入り口に掲示しております組合議会傍聴規則のとおり、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。

なお、報道取材のため撮影の申出がありましたので、組合議会傍聴規則第 7 条の規定により特別に許可をいたしております。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可します。  
管理者。

### ○管理者（宮本明雄君）

おはようございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに平成 28 年組合議会 2 月定例会を招集いたしましたところ、

議員の皆様におかれましては、御健勝にて御出席を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

まず、施設の稼働状況から御報告を申し上げます。

本施設は、おおむね1日当たり250tのごみ処理を順調に継続しております。ピット内のごみ残量が少なくなったこともありますので、ごみ量の調整を行うため、去る1月31日から2月11日までの12日間、炉の運転を計画的に停止したところでございます。

なお、搬入されますごみにつきましては、通常どおり受入れを行ってまいりました。

次に、福岡高等裁判所における和解協議の状況についてでございます。

裁判所における和解は、原告、被告双方のそれぞれの意向を出し合い、妥協点を見いだすための協議を行うもので、相互の譲歩がなければ成立しないものでございます。

組合が控訴を選択した大きな理由は、高裁における和解によりまして、長崎地裁判決に含まれていない平成23年度から瑕疵担保期間が終了する平成31年度までの9年間を含め、双方が合意する精算方法を確立し、本件に関する争いを終結させようとするものであります。

去る1月12日に福岡高裁の和解に関する打診を受け、現在、和解協議を行っているところであり、引き続き和解成立のため、努力してまいりたいと考えております。

なお、福岡高裁における今後の進行でございますが、3月28日に次回の協議が予定されております。

最後になりましたが、今議会に提出いたしました議案は、「平成28年度県央県南広域環境組合一般会計予算」のほか4議案を提出しております。

なお、「監査委員の選任につき同意を求めることがありますについて」も追加議案として提出を予定しております。内容については、事務局長より説明をいたさせますので、御了承を賜りたいと存じます。

どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

#### ○議長（山口隆一郎君）

全員協議会開催のため、しばらく休憩いたします。別室を準備していますので、議員の皆様は移動をお願いいたします。

(午前10時06分 休憩)  
(午前10時13分 再開)

#### ○議長（山口隆一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、日程第1「議席の指定について」を議題とします。

新たに議員となられました方の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

8番 中村 好治議員。

9番 上田 篤議員。

10番 町田 康則議員。

以上、ただいま御着席の議席を指定いたします。

次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

今期定例会の会期は2月15日、1日とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付のとおりとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

#### ○議長（山口隆一郎君）

異議ありませんので、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3「会議録署名議員の指名について」を議題とします。

会議規則第87条により、会議録署名議員に10番町田康則議員及び11番小嶋光明議員を指名いたします。

次に、日程第4「議会運営委員会委員の選任について」を議題とします。

現在、議会運営委員が1名欠員となっております。よって、新たな議会運営委員会委員を選任する必要があります。議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第5条の規定に基づき、10番町田康則議員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

#### ○議長（山口隆一郎君）

御異議なしと認めます。町田康則議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました委員の任期は、委員会条例第2条第3項の規定に基づき前任者の残任期間となりますので、平成29年8月23日までとなります。よろしくお願ひいたします。

ここで、議会運営委員会開催のため、しばらく休憩いたします。議員の皆様は別室へ移動をお願いいたします。

(午前10時17分 休憩)

(午前10時20分 再開)

#### ○議長（山口隆一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事日程表（第1号の2）を日程追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（山口隆一郎君）

御異議ありませんので、これを日程に追加することに決定いたしました。

次に、日程第5「一般質問」に入ります。

この際、議長から特にお願いいたします。発言時間につきましては、申合せによる時間内に終わるように御協力をお願いいたします。答弁につきましては、質問の趣旨をよく捉え、簡明、的確に答弁をお願いいたします。

なお、本日は、一般質問及び議案質疑など全て自席でお願いいたします。

一般質問の発言順序につきましては、通告順となっております。9番上田篤議員。

○9番（上田 篤君）

先ほど管理者からも概略の説明がありましたが、JFEとの和解協議の進捗状況、これはどうなっているのか。そこで争点、これがどうなっているのか、ぜひ詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（山口隆一郎君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

JFEとの和解協議の進捗状況及び争点についての御質問でございます。

福岡高裁におきます控訴から和解協議に至るまでの経過といたしましては、昨年1月20日の長崎地裁の判決を受けまして、1月30日の組合臨時議会において福岡高裁への控訴のための補正予算を可決していただき、2月3日付で組合の訴訟代理人を通じて控訴状を提出したところでございます。

福岡高裁におかれましては、昨年8月に担当されていた裁判長が異動に伴い交代されたということもございましたけれども、これまで進行協議が2回、弁論準備手続が3回開催をされております。

1月12日には福岡高裁から和解の打診がございました。現在、和解協議を継続して行っているところでございます。

冒頭の挨拶でも申し上げましたけれども、組合が控訴を選択いたしました大きな理由といたしましては、高裁という中立的な和解の場において長崎地裁判決の6年度分に加えまして、残る9年度分を含め、瑕疵担保期間15年間の統一した精算方法について合意したいということでございます。

言うまでもなく、和解協議というものは、原告、被告がそれぞれの意向を出し合いまして、それぞれが譲歩することで妥協点を見いだそうとするものでございまして、双方に和解への熱意がなければ成立は難しいということになります。そういう意味では、今回の福岡高裁における和解協議は、私ども組合もそうでございますけれども、JFEにおかれましても和解によって

解決を図りたいという意向をお持ちでございます。

したがいまして、現在は双方が合意できるよう協議を行っている最中でありまして、まだ具体的なことを申し上げる段階には至っていないというのが現在の状況でございます。

以上です。

○議長（山口隆一郎君）

上田議員。

○9番（上田 篤君）

すみません。最後に言われました具体的なことを述べる段階ではないということですけれども、実際に話は出ているわけでしょう。やっぱりここで議員に知つてもらつたら困るようなことが何かあるんですか。

○議長（山口隆一郎君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

和解は、福岡高裁が一定の案を出しているということですけれども、双方に疑義があるから、その確認をしているという段階でございまして、詳細にその段階がわかつていないということでございますので、現段階では誤解を招くし、私どもの主張が、一番の原因は裁判に含まれていない部分ですね、9年間部分をどうするかということが一番大きな問題で、この組合としても控訴をしたということでございます。

J F Eさんももちろん、主張されていた内容とJ F Eの場合は大きく違いますので、J F Eの方でも控訴をされたということで、ただ、J F Eの方でも和解の意思を控訴状の中で確認されておりますので、その和解という協議の中で一定の説明できるものがあれば説明をいたすんですけども、まだそこまで合意に至っていないということでございます。

以上です。

○議長（山口隆一郎君）

上田議員。

○9番（上田 篤君）

裁判の詳しいことは私もよく手続的にわからないんですけども、最初の方に管理者の話の中で、今、現時点では双方とも前向きな雰囲気があると言われましたよね。これは1回協議しただけでも、管理者も参加されてそういうことを感じられたんですか。

○議長（山口隆一郎君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

私は、裁判には出廷はいたしておりませんけれども、私どもの事務局の職員が参加をさせていただいておりますし、弁護士さんからも報告を受けておりますけれども、控訴状自体に、我々もそうですけれども、JFEの方も和解の意思があるということを言われておるということでございますから、その場で和解ができないかということです。

ただし、和解というのは、双方が譲り合って、それぞれの主張がありながらも、一審で要するに——私どもとしては、一審での和解勧告というのもございましたよね。4億9,000万円から10億1,000万円ですか、その範囲の中で和解をという話が長崎地裁からも提示をされました。やはりそれは、一審ではやっぱり一定の結果というか、判決を求めた方がいいということで、そのときには判決を求めるという判断をさせていただきました。

諸般の状況から考えまして、この組合の瑕疵担保期間というのは31年度までございますので、その辺も考慮すると、今はタイミングではないかなというふうに思っております。

いつまでも係争を引きずっていくということになりますと、信頼関係ももちろんでございますけれども、今、次世代の部分についてはJFEの協力を得ながら、先日報告をいたしましたとおりに協議がずっと継続して行われているということでございます。

ただ、裁判でも求めて、一審でも求めてまいりました。実際にJFEがどれくらい、私どもが負担をしている以外に歳出をしているかということについては、百条委員会でも確かそういう御意見があったと思うんですけども、裁判の場では明示していただけなかったということでございます。

それは、やはり係争中だからということで、明確にJFEがどれくらいの負担をされているかというのはわからないという状況でございまして、そういう諸般の状況から考えると、私は和解を求めた方がいいんではなかろうかということで、前回の控訴のときの議会でもお願いしたとおりでございます。

以上です。

○議長（山口隆一郎君）

上田議員。

○9番（上田 篤君）

まだ1回協議しただけということですので、詳しいことはわからないと思しますけれども、今後、見通しというか、広域環境組合としていつ頃までに話を詰めて解決したいと考えておられるのか。

○議長（山口隆一郎君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

いつまでにという明確なお答えはできませんけれども、できるだけ早期にというふうに思っております。

それが一つは、私どもも常に議員の皆様と一緒にございまして、選挙の洗礼というのが4年に1回あることもありますし、私も市長としての在任期間はあと1年ちょっとというようなこともあります。そういうこともありますし、会社側もJFE側もそうだと思うんです。やはり人事異動が会社の内部でも行われるということもありますので、双方が新しい信頼関係を構築するにはやっぱり一定の時間というのが掛かるだろうと思っておりますので、そういう意味では早く結論を出した方がいいのかなというふうに思いますし、そうでなければ、今の炉の現状、確かに順調にごみ処理はできております。先日も12日間休止をしたように、処理できる能力というのは問題ございませんけれども、需用費を中心にして経費が掛かり過ぎているのではなかろうかということもありますし、その判断ができるのは、JFEから今掛かっている用役費以外の費用がどれくらいになっているか、JFEが自己負担している部分がどれくらいになっているか、人件費等はある程度推測ができますけれども、そのほかの補修部品といいますか、常にメンテナンスは必要ということでございますので、その部分がどれくらいになるのかなというのは、全く裁判当初から、一審の当初から明示するようにお願いをし、百条委員会でもそのようなことだったと思いますけれども、それが明らかにならないと次の炉をどういう形でやっていくかという判断ができないこともありますので、ここでは早期にとしか言えないんですけども、1年も2年もということにはならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（山口隆一郎君）

上田議員。

○9番（上田 篤君）

ぜひ関係住民が納得できるような形で、管理者もあと1年ということですので、ぜひ解決をしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（山口隆一郎君）

これにて通告されました一般質問は終了いたしました。

次に、日程第6に入ります。

議案第1号「長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

議案第1号「長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について」御説明を申し上げます。

本案の内容につきましては、議案資料の議案第1号資料を併せて御覧いただきたいと思います。

同組合は、長崎県内の市町と31団体で構成され、退職手当や非常勤職員等の公務災害補償事務などを共同処理している一部事務組合でございます。

本案は、平成28年3月31日に北松南部清掃一部事務組合が解散し、同組合から脱退することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上、議案第1号につきまして、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

これより議案第1号に対する質疑に入ります。

なお、質疑は会議規則第49条の規定に基づき、1議題につき3回までとなっております。山口議員。

○6番（山口喜久雄君）

すみません。解散の理由だけ御説明を願いたいと思います。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

北松南部清掃一部事務組合、発足当時は7町で設立されたわけですけれども、今は佐世保市と佐々町で構成をされている組合でございます。

この分については、双方の協議によりまして、共同事務しておる事務を終わらせることで調ったということでお聞きをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第2号「県央県南広域環境組合行政不服審査会条例」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

議案第2号「県央県南広域環境組合行政不服審査会条例」について御説明を申し上げます。

本案の内容につきましては、本日配付しております議案第2号参考資料を併せて御覧いただきたいと思います。

本条例は、行政不服審査法の改正に伴い、地方公共団体の長の処分等に対する審査請求について、その裁決の客觀性や公正性を確保するため、地方公共団体の附屬機関としての第三者機関の設置を義務づけられたため、行政不服審査法第81条第2項の規定に基づき、審査会の設置、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めようとするものでございます。

同法第81条第2項では、不服審査申立ての状況等により当審査会を臨時に置くことが可能とされておりまして、第1条では、審査請求が行われる事件ごとに審査会を設置するように規定をしております。当事件に係る調査審議が終了したときは、審査会は廃止されるものでございます。

第2条は、審査会が諮問に応じ、調査審議する所掌事務について規定をしております。

第3条から第5条までは、審査会の組織、委員の委嘱、任期及び服務などについて規定をしております。

第6条は、専門の事項を調査させる臨時委員について規定をいたしております。

第8条は、行政不服審査法の規定による関係資料の写し等の交付に係る手数料について規定させていただいております。

第9条は、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮るよう規定をしております。

第10条は、審査会の委員の守秘義務違反に対する罰則について規定をしております。

最後に、本条例は、附則の定めるところにより、平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

これより議案第2号に対する質疑に入ります。中野議員。

○3番（中野太陽君）

質問いたします。

まず、この審査会の設置が義務づけられたということなんですが、例えば、ここの中にはありますように、諮問に応じてこれは設置を、事件ごとに作ることのことなので、その事件が終われば解散するということだと思います。

ただ、そのときの、例えば審査会の設置の任命というのは誰が任命をするのか、管理者になるのか、組合になるのか、議会になるのか、そういったところの任命が誰になるのか、まず伺います。

二つ目は、第三者機関ということですので、委員について、どういった方が適任だとお考えになっているのか、その部分ですね。

あと3点目ですが、これまで不服申立てがあったかどうかちょっとわかりませんが、これまでの不服申立てと照らし合わせた場合、今度条例によって変わりますので、今回の審査会を設置する可能性が今までの不服申立てと照らし合わせた場合あったのかどうか、その3点を伺いたいと思います。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

まず、審査会の委員の任命権者でございます。これは管理者の諮問機関ということでございますので、任命権者は管理者ということになります。

2番目、委員のどういう方が適任かというような御質問だと思いますけれども、私どもとしましては、同じような審査会ということで、情報公開・個人情報保護審査会というのを既に組合で持っておりますけれども、これまでの経験、知識、そういうものを考え合わせますと、そういう方たちも適任ではないかなというふうには思っております。

3番目に、これまで当組合で行政不服審査法に基づく申立てがあったのかという部分でございますけれども、これまで行政不服に基づく分についてはあっていないと思います。

ただ、情報公開・個人情報保護の部分につきましては、別に審査会を今まで設置いたしております。この分についても、審査会の分についてはなかつたと記憶をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

中野議員。

○3番（中野太陽君）

特に第三者の人選ですね、身内に都合のいいようなやり方をすると周りからどういうふうな感じで見られるのかというのは、今、それぞれ第三者機関でしていたときに、弁護士とか中立の立場の方を使っているところが多くて、例えば、市の職員のO Bさんを有識者として入れるとかとなった場合は、いろんなところで市民から目があるのかなというふうに思いますので、こういった人選に関しては、中立の——すみません。私は情報公開の保護審査会の方は、どういう方がされているか知りませんのであれですけれども、中立の方をぜひ厳選に選んでほしいと思いますけど、その辺りはどうでしょうか。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

御指摘のように、元々の法の設置趣旨自体も今るる御説明になった分で、公正性、公平性、そういうものを確保するために意見を聞くということでございますので、法の趣旨にのっとり、それが発揮できるような委員の選任を検討していきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

私は中野さんと同じでございますけれども、委員が5名以内というと、優れた識見を有する者ということでございまして、この設置は事案が発生した場合にずっと作って、事案が終わったら解散するという性格のものなんですか。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

今、御質問いただいた分でございます。この分につきましては、行政不服審査法の81条第2項でございますけれども、当該地方公共団体において不服申立ての状況等に鑑み、同項の機関を置くことが不適当または困難である場合にそういう臨時の機関を置けるということになっております。

私ども組合は、ごみの共同処理というほぼ限られた部分の共同処理をする組合でございまして、そういう意味では、不適当というのは件数的なものというということで解説になっておりますので、そういう意味では、審査請求が出た時点で御指摘のように審査会を設置して、調査審議が終了した、答申をいただいた時点で解散、任期を終わるということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

ということは、事案別に委員がずっと変化すると。例えば、一つの事案が出た場合は、5人以内で委員会を作つて、また解決したら一丁終わり。また次の事案が発生した場合は、委員が同一というわけじゃないわけですかね。その事案に応じた委員を、事案の内容に優れた人ですね。

それともう一つは、臨時委員ということでございますけれども、その事案が専門にいけば専門の人も一緒に委員に入れれば臨時委員なんか要らんとじやなかかなと思いますけど、それと併せて費用弁償はどのような形でなされるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

まず、事案ごとに臨時に設置するということでございます。

これは、それぞれその時点でそのときに判断をすることになろうかと思いますけれども、先ほど申しましたとおり、今、私どもは附属機関で審査会を持っておりまして、そこには弁護士の方、それと大学関係の識見を有する方ということで大学関係の教授の方、それと各市からそれぞれ個人情報保護、そういうものに精通されている方を今、任命させていただいております。そういうものも参考にしながら運営ができればなと思っております。

費用弁償につきましては、附属機関ということでございまして、附属機関の委員につきましては、日額で6,000円ということになると思っております。

○議長（山口隆一郎君）

ほかにございませんか。林田議員。

○1番（林田 勉君）

すみません、ちょっと基本的なことで。

この行政不服審査ということで、想定されるような諸問題というか、これは例えば、職員さんの処遇とか、また、ここに出入りする業者さんに対するいろんな業者さんから上がった不服とか、どういったものが基本的に想定されているのかというのを御説明いただければと思います。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

組合でございますので、ここはごみ処理に関する部分の業務を行っております。私どもで一番そういう処分といいますか、そういう部分で、対象が処分その他公権力の行使に当たる行為に対する異議と、審査請求ということをございますので、搬入の制限というのが実はできるようになっております。そういう部分とか、今御指摘があった職員関係とか、そういう部分を現在想定しているところでございます。

以上です。

○議長（山口隆一郎君）

山口喜久雄議員。

○6番（山口喜久雄君）

すみません。専門の委員さんを臨時委員としてということですけど、専門の事項を調査させるためにということで、先ほど日当が6,000円とお聞きしたんですけど、専門の委員さんというのは専門的な知識を持っていらっしゃって、結構高給な方が多いと思うんですけど、6,000円というのはそれで大丈夫なんですか。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

今、情報公開・個人情報保護審査会の方にも、先ほど申し上げたとおり、弁護士の資格をお持ちの方、また、大学で専門的な研究をされている教授の方、そういう方をお願いしておりますが、やはり6,000円でお願いをしております。

拘束時間等の問題もあろうかと思いますが、これでお願いをしていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（山口隆一郎君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

なければ、これをもって質疑を終結します。

○議長（山口隆一郎君）

討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（山口隆一郎君）

異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第3号「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

議案第3号「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について御説明を申し上げます。

この条例は、行政不服審査法等の改正に伴い、関連する四つの条例の一部改正を行おうとするものでございます。

それでは、本案の内容につきまして、資料により御説明いたしますので、議案第3号資料及び参考資料をお手元にお願いいたします。

行政不服審査法の改正に伴い、これを引用しております一般職の職員の給与に関する条例、情報公開条例、個人情報保護条例及び情報公開・個人情報保護審査会条例の条項及び字句等につきまして、改正の内容に従いましてそれぞれ整備するものでございます。

次に、不服申立ての手続が審査請求に一元されることから、情報公開及び個人情報保護制度における不服申立ての手続等について必要な措置を講じようとするものでございます。

次に、情報公開及び個人情報保護に関する審査請求につきましては、行政不服審査法による審理員による審理手続を除外する手続を設け、この分については従前どおり、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するようにするものでございます。

なお、施行日は、平成28年4月1日とするものでございます。

以上、議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

これより議案第3号に対する質疑に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

次に、議案第4号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題いたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

議案第4号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について御説明申し上げます。

本案の内容につきましては、資料により御説明をいたしますので、議案第4号参考資料を御覧いただきたいと思います。

この条例は、参考資料の1、概要に記載しておりますとおり、番号法の施行に伴い関連する二つの条例の一部改正を行い、本組合が保有する番号法に基づく特定個人情報の取り扱い等に関し必要な事項を定めようとするものでございます。

まず、第1条として、県央県南広域環境組合個人情報保護条例の一部改正でございます。

主な改正内容といつしましては、組合が保有する番号法に基づく特定個人情報の利用や提供の制限などについて適正な取扱いを確保するとともに、組合が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講じようとするものでございます。

次に、第2条といつしまして、県央県南広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正でございます。

改正内容につきましては、県央県南広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務に特定個人情報保護評価の第三者点検に関する事項を加えるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

これより議案第4号に対する質疑に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（山口隆一郎君）

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

次に、議案第5号「平成28年度県央県南広域環境組合一般会計予算」を議題とします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

議案第5号「平成28年度県央県南広域環境組合一般会計予算」について御説明を申し上げます。

まず、1ページでございます。

第1条に記載しておりますとおり、予算の総額を歳入歳出それぞれ32億9,299万7,000円にしようとするものでございます。

第2条の債務負担行為につきましては、後ほど資料で御説明させていただきます。

第3条は、同一款内における各項間の流用について定めるものでございます。

予算の概要につきましては、添付の議案第5号資料①一般会計当初予算の概要により御説明を申し上げますので、資料①の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成28年度当初予算総額32億9,299万7,000円を前年度当初予算と比較いたしますと、1,928万5,000円、率にして0.6%の増となっております。

予算編成の考え方は、下段の2に記載しているとおりでございます。

この施設は、平成17年4月に供用を開始して、来年度で12年目を迎えるところでございます。今後、施設整備を図るための経費を計画的に確保する必要があると判断し、ごみ処理施設建設基金に2億円の積立てを計上するものでございます。

それでは、2ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

費目ごとに前年度の比較をいたしております。そのうち、主なものについて御説明申し上げます。

1款は、構成市からの分担金でございます。予算額30億円で、前年度と同額としております。

なお、構成市ごとの分担金明細につきましては、予算書33ページに掲載をさせていただいておりますので、御覧いただきたいと思います。

次、2款のうち2項. 手数料でございます。予算額1億8,000万円で、前年度と同額を見込んでいるところでございます。

下段（3）ごみ処理手数料の推移にこれまでの経過をまとめています。

次に、4款. 財産収入でございます。予算額14万円で、前年度と比較しますと5万9,000円の増、率にして72.8%の増となっております。これは、平成28年度に2億円をごみ処理施設建設基金に積立てることによる運用収入の増を見込んでいるものでございます。

次に、5款. 繰入金でございます。財政調整基金から9,566万5,000円を取り崩し、平成28年度当初予算の財源として計上しようとするものでございます。前年度と比較しますと、1,748万円の増となります。

次に、6款. 繰越金でございます。予算額1,000円で前年度と同額でございます。

次に、7款. 諸収入でございます。余熱利用施設の利用者の増に伴い、指定管理者から納付される水道料金の増のほか、副産物売扱収入、有価物及び余剰電力販売料金を実績より勘案し、前年度比11.3%増の1,719万円を見込み計上いたします。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出につきましては、前年度と比較しながら御説明を申し上げます。なお、増減の主な理由につきましては、下段表の中に記載しておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。

まず、1款. 議会費につきましては、288万4,000円を計上し、前年度と比較して30万8,000円の減となっております。減の主な内容は、臨時会の開催回数の減によるものでございます。

次に、2款. 総務費でございます。1項. 総務管理費につきましては、2億7,372万1,000円を計上しており、1億200万5,000円の増であります。増の主な内容は、今後のごみ処理施設整備に係る経費に充てるため、前年度より1億円増の2億円のごみ処理施設建設基金を積立てようとするものでございます。

次に、3款.衛生費の1項1目.クリーンセンター費は、13億9,534万3,000円を計上しており、前年度と比較では5,879万3,000円の減でございます。減の主な内容は、下段の増減の主な理由の中の3款1項1目に記載しておりますとおり、①精密機能検査業務並びに②用役費の減などによるものが主な理由でございます。

次に、1項2目.リレーセンター費は、2億9,162万9,000円を計上しており、前年度と比較して3,694万9,000円の増となっております。増の主な内容は、点検整備補修業務の年次計画点検による増などでございます。

次に、1項3目.余熱利用施設費につきましては、3,117万3,000円を計上しており、前年度と比較して81万3,000円の増となっております。増の主な内容は、施設利用者の増に伴い、上水道料金の増を見込んでおるところでございます。

4款.公債費は、総額で12億8,785万円を計上しており、6,136万3,000円の減となっております。内容につきましては、後ほど改めて御説明申し上げます。

5款.予備費は、前年度と同額の1,000万円を計上いたしております。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

4ページは、当初予算を目的別に比較したグラフを作成いたしております。

次に、5ページをお願いいたしたいと思います。

上段(4)は、3款1項1目の用役費につきまして、それぞれ予算措置額と使用料見込みについて前年度と比較した表であり、中段(5)はこれまでの用役費の推移を比較したグラフでございます。

用役費につきましては、LNG、電気、水道のいずれについても実績等を勘案し、見積りをいたしたところでございます。LNGにつきましては、使用料は昨年と同じ量を見込んでおりますが、最近の単価の減を反映させ、約6,000万円の減を見込んでいるところでございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

6ページ、(6)は、3款.衛生費のうち、委託料の主なものを前年度と比較した表でございます。このうち、上から6段目の精密機能検査業務につきましては、3年に1回、施設の機能を保全するために検査を義務づけられているものでございまして、本年度に実施しておりますので、平成28年度の実施予定はございません。

次に、7段目、技術支援業務につきましては、平成32年度以降の施設のあり方を検討するに当たり、技術的、専門的な助言を受けながら調査、研究を行う必要があるものと判断し、これに係る費用を計上しているところでご

ざいます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

(7) 債務負担行為の内容でございます。下段、余熱利用施設指定管理料の部分でございます。

平成27年、昨年の第4回組合議会定例会におきまして可決をいただきました平成28年度からの次期指定管理者に係る平成29年度から平成31年度までの3年分の指定管理料2,979万2,000円の債務負担を新たに行うものでございます。

その他につきましては、現在、債務負担行為を設定しております4件の具体的な内容を説明したものでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

8. 人件費でございます。全体としては、166万1,000円の増となっております。②増減の明細は、その内訳であり、普通昇給や人事交流等に伴う増減でございます。

なお、予算書では34ページから38ページまで人件費の明細を載せております。

次に、9ページをお願いいたします。

5は、基金の状況でございます。組合には三つの基金がございますが、平成27年度にごみ処理施設建設基金に1億円を積立てたことにより、平成27年度末の基金残高の合計は3億9,821万1,000円の見込みとなっております。平成28年度はごみ処理施設建設基金に2億円を積立て、これに預金利子を加え、合計2億14万3,000円を積立て、財政調整基金からは9,566万5,000円の取崩しを予定していることから、平成28年度末の基金残高は5億268万9,000円を見込んでおります。

10ページをお開きいただきたいと思います。

6は、地方債の状況でございます。組合が借入れた地方債の内訳は、(1)借入額等一覧表のとおりでございます。

(2)は公債費償還一覧表でございます。今年度から施設建設に係る借入の起債償還が順次終了することから、次年度以降も公債費が減額になる予定となっております。平成28年度の償還元利合計は12億8,785万円を見込んでおり、本年度比6,136万2,000円の減となります。

また、次の11ページの(3)は公債費の推移をグラフ化したものです。上段が総額、その内訳として中段の①一般廃棄物処理事業債はごみ処理施設に係る償還分で、償還期限は平成31年度まで、下段の②一般単独事業債は余熱利用施設に係るもので、償還期限は平成32年度までとなっております。

(4)は、地方債現在高の推移をグラフ化したものでございます。平成2

8年度末で約27億1,080万円の未償還残高となっております。

以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

これより議案第5号に対する質疑に入ります。質疑は、歳入と歳出を区分して行います。なお、質疑の際にはページ数をお示しください。質疑は、歳入歳出それぞれ3回までといたします。

まず、歳入に対する質疑に入ります。中野議員。

○3番（中野太陽君）

お尋ねします。

歳入の件ですけれども、まず1点目は、議案資料の2ページですかね、3.歳入のページの一番下、ごみ処理手数料の推移というところでお伺いします。

当然ごみが減っていくというのが理想だと思うんですが、見込みからいくと、減っているとはなかなか言いにくい状況なのかなというふうに思います。

私がちょっと質問したいのは、まず減量化についてどのように考えているのかということ、それが1点目と、もう一つは、先ほど資料でごみ処理手数料の早見表をいただきました。ここの中に書いているのは、重量と料金なんですが、家庭系と事業系と二つに分けられています。

ちょっと詳しく伺いたいのは、例えば、家庭系のごみは、持ち込んでくるのがどこのごみなのかというのは把握できないのかなというところです。どういう意味かというと、いわゆる我々の税金でこれは稼働させているわけですよね。でも、他市からもし持ち込みがあった場合、いわゆる我々の税金でそのごみを燃やさなければいけないというような状況になっているのであれば、幾らか分、他市から持ってくる方は少し割増しの料金をもらってもいいじゃないかと。

これは、私が言っているのは、組合に入っている市以外という意味ですよ。長崎市とか大村市とかから来ていれば、そういうことをしてもいいのではないかなどと思うんですけれども、そういったことができないのかということが一つと、もう一つは、事業系のごみですね、これに関しても同じように——同じようにというか、どのようにされているのか。事業系のごみというのはどのような扱いをしているのか、この点をちょっと伺いたいと思います。

それによっては収入を増やす、少しの収入かもしれませんけれども、最初の方にありましたけれども、創意工夫で歳出を削減しているというところにありますが、じゃ、歳入、いわゆる収入を増やす努力というのはどのようにやるのかというところで伺いたいと思います。

今のが1点目で、もう1点目は、さつきと同じ資料の7ページの余熱利用

施設の件なんですが、施設管理の指定料なので大ざっぱにしか伺えないのかなと思うんですが、バスがありますよね、のんのこ。あれの利用率というんですか、1便当たりどれぐらい乗られているのかなというところで質問したいと思います。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

まず、減量化の考え方ということでございます。

この分につきましては、構成4市の方とも連携をしながら取り組んでいるところでございます。構成市の方におきましては、使い切りとか、そういう運動的なものを展開していただいているところもございますし、資源物の回収と、いろんな部分で団体への補助であったり、あとはごみの減量化のために家庭でのごみ処理機ですかね、そういうものに補助をしていただいていると。それぞれの地域の特性に応じて、効果的な取組をそれぞれでお願いしているというところでございます。

この分につきましては、昨年の担当課長さんの会議においても、ぜひごみの減量化に構成市の方でももう一段の取組をお願いしたいということで要請をし、いろんなところで連携をしていきたいと思っております。

あと、区域外ごみの件でございます。

基本的に一般廃棄物については、それぞれの市町村で処理するというのが、これは廃掃法の基本精神でございます。基本的に家庭系については、各市で収集して搬入されているごみ、それと個人で持込まれるごみがございますけれども、この分については、私ども組合は構成4市、圏域ですね、その中の家庭の方から持込まれた分についてのみ受入れをするということで、他市にお住まいの方の分については、基本的には法律に基づいてできないということになっております。

もう一つ、事業系の扱いについても同様でございます。この分については、組合の圏域の中から排出された事業系のごみのみ受入れをしているということでございまして、基本的にはそういう扱いになっているところでございます。

あと収入努力の部分でございますけれども、例えば、資源物の売払い、これは段ボールとか雑誌とか、そういうものについては、プラットホームに持込んでいただいたときに検査員なり誘導員がピットに入れるのではなくて、別に保管をしておいて、それを有料で引き取っていただくような努力もしております。

ただ、この分は、平成17年は102tですかね、それぐらいの量があつ

たんですけども、現状は50tを切っているというような状況です。これは、基本的には出版物の量が非常に減っているというものが、どうも大きく影響しているようでございます。

そういう部分で、できる分についてはいろいろやっていきたいと思っておりますが、限られた項目ではございますが、今後とも努力してまいりたいと思っております。

あと、送迎バスの利用者の分でございます。平成26年度の利用実績ということでございます。全体で2,600人程度ということでございます。したがいまして、日に3便ですかね、しております。そういう部分では非常にまだ御利用の分については少ないと思っております。

ただ、昨年からですかね、もう一つ前ですかね、元々諫早駅からしか運行していなかったんですけども、これを住民の方の御要望がありまして、西諫早の地区センターの方からできないのかというような御要望をいただきまして、その分は延ばしているというようなことで、その利用の分については努力をしているというところでございます。

ただ、余熱利用施設自体は非常に今伸びております。昨年実績で14万人ぐらい、たしか毎年1万人弱ぐらいの利用者がずっとここ数年伸びてきているというところでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

中野議員。

○3番（中野太陽君）

減量化の取組と先ほどのいわゆる収入努力というところは、非常に大事だなというふうに思いました。

私がちょっと伺ったところは、ごみの業者の方から直接言われたのが、先ほど言われた事業ごみですね、事業ごみを一般車両に乗せてこっちまでわざわざ持ってきているというふうなことを聞いたんですよね。同じ方が同じ車で毎回持ってきていると。その方が本当に事業系かどうかはわからないんですよ、その持ってきている人がね。ただ、同じ人が毎回毎回、自分が帰るときにいつも見ると。それは調査できんのかというふうに言われたんですよ。

実際、先ほど言われたように、自分たちの自治体でごみ焼却施設などを持っているところは、そこで処理するのが法律では決まっているかもしれませんけど、こちらの方が近い、もしくはこちらの方が安い、だからこっちに持つていいこうというふうなのは、向こうの企業から言えば企業努力でそういうことをしているのかもしれない。あれば、そこはちょっと調査か、そういうふうなチェックというのはできないのかなというふうに思ったんですね。

なぜかというと、税の公正公平性ですよね、こちらの方で税を払っている人たちは当然そういうふうな恩恵を受けるべきであって、他の市から持ち込んでくるのを何で低額で燃やしてあげなければならないのか。それだったら、燃やす代わりに高額に料金を設定してもいいんじゃないかというふうに思つたんですけど、今の話だとそれはできないというお考えかなというのであれば、チェックというのはできないのかどうかというのを最後に伺いたいと思います。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

今るる御指摘いただいた分というのは、市外の方が市外のごみを表示がないような一般車両で積んで搬入しているのではないかというようなお話かなと思います。

実際、ごみの処理料金というのは、実は近隣の大村も南有馬のクリーンセンターもほとんど我々と同じような設定をされておりまますし、長崎市の方は逆に家庭系も少し高い、事業系と一緒に、その料金は一緒でございます。料金的な部分はございません。

実は昨年、26年度からですかね、定期的に展開検査というものをやっております。これは、御指摘のように区域外からごみが搬入されるようなことがないようにということで、定期的にそういうような検査も行っておりますし、できましたら来年からリレーセンターの方でも実施をしていきたいと思っておりまして、そういう部分で努力をしていきたいと思いますし、また、そういう不審なといいますか、少しおかしい持込みがあるような事例につきましては、ちょっと注意をして状況を見てみたいと思っております。その結果で対処をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

ちょっとお尋ねをします。

基金繰入金でございますけれども、財政調整基金を9,566万5,000円取崩して収支を合わせるということでございまして、今まで残高が1億5,000万円ぐらいあったわけで、今度9,566万5,000円取崩したら残が5,480万円ということでございますけど、今後の見通しとしてどのようにでしょう。財政調整基金でずっと調整をしていかなければならぬ状況になっているようでございますけれども、来年も本年度ぐらい取崩しを

すれば、もうマイナスということでございますが、今後の見通しについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

繰入金の件でございます。

9,566万5,000円取崩しを予定しております、残が5,900万円ぐらいということになろうかと思います。

これは、昨年の8月に26年度の決算をいただきまして、決算の剰余金といいますか、今、そういうものを留保財源ということをしておりますが、それが現時点では1億6,000万円余りございます。この分につきまして、本年度、特に執行の分がなければ、年度末にまた基金として積ませていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

安心しました。これは決算で調整するということですね。

それと、今、中野議員からもお話をあったわけでございますけれども、ここで運営するのは、持込みとか負担金とかで運営をしているわけでございますけれども、やっぱり雑入といえば失礼ですけれども、1,700万円ぐらい、この内訳と、段ボールなんかが一番、燃やせばごみですけれども生かせば資源ということで、段ボールはある程度、業者の方も喜んで取引をされているようでございます。その点の収益を伸ばす努力といいますか、昨年よりちょっと伸びておりますよね。雑入の174万6,000円、昨年度より伸びておりますけど、その要因はどういうところを捉えられておるんですか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

予算書の20ページになりますか、歳入7款、諸収入の2. 雑入の分でございます。この分の予算としまして、28年度は1,718万8,000円にしております。増として、御指摘のように174万6,000円増になっております。

内訳といたしましては、余熱利用施設の水道代、先ほどちょっと申し上げましたけれども、のんのこ温水センターの利用者の増を見込んでおりまして、

この分の上水道の納付が 169万5,000円程度増になるだろうということで見込んでおります。

そのほか、今御指摘がありました有価物の販売という部分については1万2,000円、副産物の分で6,000円、余剰電力の販売で3万3,000円ということで、少しづつではございますが、今年の実績を勘案して伸びております。

特に御指摘がありました有価物の分につきましては、実は量としては少しまた落ちそうだなと思っております。ただ、販売の単価が27年度実績では少し上向いたということで、その単価を少し上向きにしております。

これは、先ほども申しましたけれども、出版物の販売が非常に落ち込んでいるという状況もあって、これは各市の資源物も一緒でございますけれども、資源の回収という部分ではそういうマイナス要因になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

林田議員。

○1番（林田 勉君）

5ページをちょっと見ていただいて、用役費なんですけど、用役費の平成27年度と28年度の予測というのがついているんですけど、これはLNGに関しては使用量は一緒なんですけど、電気料と水道料金が何か減っているんですよね。

（「歳入」と言う者あり）あつ、ごめんなさい。歳入ですね。

○議長（山口隆一郎君）

歳入についてほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、次に歳出に対する質疑に入ります。林田議員。

○1番（林田 勉君）

大変失礼いたしました。

もう一度、5ページなんですけど、用役費でLNG、要するに液化天然ガスの使用量は同じぐらいの数量になっているんですけど、電気と水道料が若干減っているんですが、これは何というかな、少なく見積もられるような要因があったのかなというふうに思っていますけど、それをちょっと説明願えればと思います。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

電気につきましては、5ページの中段のところで使用見込量と決算の予算額ということで、グラフの方でお示しをしております。26年度までは決算確定ということでございまして、少し27年度も増えるものと。これは26年度がごみ処理量、持込みの方じゃなくて処理した量ですね、この分が多くなったということもございまして、そういう部分で少し上がっておりまます。

ただ、来年度のごみ処理の見込量、持込みの量自体は今、減少傾向でございまして、少し減るのではなかろうかというような部分もございます。そういう部分を勘案して、今年の今現在、既に11カ月ですか、過ぎておりますけれども、今年の使用料も少し下がっているようなこともございまして、来年度、使用料の見込みを下げたということでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

林田議員。

○1番（林田 勉君）

それと、電気料金は2億1,300万円ほど計上してあるんですけど、今、家庭用でも4月から電力の自由化ということでいろいろコマーシャルとかあってるんですけど、企業版はもう既に以前から始まっているような状況なんですが、こここの処理施設の電気のそういう自由化に対しては今までどのような議論があったのか、それと、そういうので検討されているのか、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

28年4月1日から電力の全面自由化ということで、今まで大口のみが自由化対象だったんですけども、全て自由化されるということで私どもも聞いております。

この電力の自由化については、実際に我々のところでどれぐらいのメリットがあるのかないのかというのを過去に検討しております。

実は、今までの発電事業者といいますか、そういう小売をされるところはまだそれほどないんですけども、そういうところと話をして、いろいろ協議した結果では、私たちの施設というのは24時間運転でございます。そういう意味では、契約電力と実際の使用電力、負荷率と普通は申しますけれども、これが私どものところで38%程度あるということでございます。

これは、負荷率が高いと発電事業者の方については実際に出していく電力といいますか、使う電力が多くなって、余りメリットがないというようなお話を

で聞いております。実際、事務所とか、そういうところはもっと負荷率が低いので、そういう意味では採算が合うけれども、負荷率が高いとなかなかいい提案ができない。言ってみれば、九州電力と同じような条件になってしまうというようなこともございまして、今、今後の動向を見ながら研究を続けていきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

林田議員。

○1番（林田 勉君）

それと、9ページ、皆さん一番気になるごみ処理施設の建設基金ということで、まだ今から和解もありますし、瑕疵担保のそういうものもあるんですけど、いずれにしても、延命にするにしても改良にするにしても新しくするにしてもお金が必要なんです。今後、これを何年度までにどれくらいぐらい積立てをする見込みなのか、それとまた、毎年どれくらいまでならば積立てができるのか、それを教えていただければと思います。

○議長（山口隆一郎君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

建設基金の件ですが、28年度の予定では5億円ほど、ということになっております。

いずれにしても今議員がおっしゃいましたように、新しく建設、廃棄するだけでも膨大なお金が要ると。それで、どういう方式を選ぶか、どこの場所に造るかということも含めまして検討が必要でございますけれども、起債の償還というのが、償還表が出ていたと思うんですけども、来年、再来年ぐらいまで続きますけれども実質大きく落ち込んでいくということなので。

この負担の額が、各市があまり上下しないようにしないと、財政的に各市の一般会計というものから算出をされますので、それにあまり大きな影響を与えないようなことにしたいなというふうに思っております。

それにはですね、先ほど一般質問にございました、和解の件に大きく影響をしています。

和解が見通しがつき、そしてその後の負担がどれくらいになるかということがわかって、そして、それに向けて一定の決断をして、新設なり、継続なりということを決めていく必要がありますので、今の段階では、今どうこうのことになりますけれど、来年度で、じゃあある意味そういう準備に掛かったという段階でございまして、今の段階で見通しがあるというわけではございませんけれども、必要な部分が出てくるだろうというのは明確でございまして、一審の

判決が16億1,000万円ということもありましたようにですね、そういうものがわかって、わかった上での妥協というか、そういうものも必要でございますので、その辺が明確になって財政計画なり、今後の状況なりを御報告できればというふうに思っております。

以上です。

○議長（山口隆一郎君）

中野議員。

○3番（中野太陽君）

先ほどちょっと話が少し出ましたけど、地方債の状況、公債費の償還のページ、10、11ページになると思います。

よく各市でもされていたと思いますが、いわゆる借入れの元利償還を早く返すというようなやり方で、いわゆる利率の悪いのからどんどんどんどん早めに償還するというようなことをされてきていると思います。

そういうしたものと照らし合わせると、この組合で借入れられた利率の平均1.6とか1.4%とかありますけど、できる限り早く返していくというような、そういう方針があるのかないのかですね。一部できないものもあるのかもしれませんし、財政力の体力の面もいろいろあるとは思いますけれども、できる限り前倒しきればいいのではないかというふうに思いますけど、この件についてまずお伺いします。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

今、起債の償還の繰上償還をするかしないか、その考え方ということでございます。

10ページの公債費の償還一覧表をちょっと見ていただければと思いますけれども、その利子の欄と元金の欄がございます。今まで非常に利子が多くたのが、今後は利子が減っていくという状況もございます。

実際に繰上償還をするには、財源が必要でございます。この資金 자체は、(1)の方に書いておりますとおり、財務省の資金運用部ということで公的な財政資金を使っておりまして、これについては、繰上償還については条件があるということで、多分私どもの組合の分については、なかなか難しいのかなと思っております。

そういうことを考え合わせまして、今後の償還はそちらよりも基金等、そういうものでしていくかなというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

中野議員。

○3番（中野太陽君）

今のお答えだと、基金等の方で対応するので繰上償還は考えていないというお考えなのかなというふうにちょっと受け取れたんですが、例えば今、国の政策というか、日銀の政策でマイナス金利とかいろいろ騒いでいますけど、そういうった影響というのは全然ないんですか。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

今、地方債については確定した借入れでございまして、年度的にもう既に決まっている分でございます。今後のいろんなこともあるうかと思いまして、その都度、都度で、もしそういうことをした方ができるということと、そうした方がいいということであれば、その年度、年度でまた検討を不斷にやつていこうと思っております。

ただ、現時点では少し難しいのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（山口隆一郎君）

黒田議員。

○5番（黒田茂君）

先ほどの質問ともちょっと関連しますけど、管理者の方も公債費が今度は減ってくるときおっしゃったところ、この公債費の償還一覧表を見ますと、今後3年間で12億円ぐらい減ってくるわけですね。

この減った分については、今後、積立てをまた考えられるのか、それとも各市の負担を減らしていくのかということですね、そこをどういうふうに考えておられるのか。いつまで幾らという質問にちょっと答弁がなかったような感じがしたものですから、それに関連して、それが1点と、もう一つは、基金の中で用地取得資金がありますね、6,607万円。この状況というのがどうなっているのか、これが2点目。

もう一つは、建設基金と用地取得基金が繰替え運用等ができるのか、この3点をお願いいたします。

○議長（山口隆一郎君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

公債費の件でございますけれども、表でおわかりのように、28、29、30年ぐらいから公債費の支払いが落ちていくということになります。

先ほど申し上げましたように、JFEが負担している部分が幾らかと、3

2年以降は負担することはありませんので、瑕疵担保期間は切れますので。ですから、その部分がどれくらいになるかによって炉の延命措置に掛かるか、新設を変更するかという県央県南広域環境組合としては重大な判断を迫られる時期が来ます。

そういう意味において、今、和解をぜひしたいと申し上げているのは、その判断ができるだけ早くできるような状況に持込むのが我々の務めじゃないかなというふうに思っておりまして、その結果によりまして、この辺の判断、先ほど議員がおっしゃいましたように、負担金を減らすということもできるでしょうけれども、その用役費以外の人件費——人件費は倍ぐらいの職員が働いていると、我々が委託契約で払っている部分ですね、そういうこともありますので、32年以降は当然増えてきます。ですけれども、そのほかの管理費というのは明確に示していただいていないので、その辺を見ながら、ですから、和解が前提になっていて、その先のことを考えるということしか今の段階ではなかなか言えないんですけども、そういうものでやる必要があるなというふうに思っております。

それから、繰替え運用の件ですけれども、今、繰替え運用は原則禁止になっておりまして、3年ほど前からですか、どこの市でも繰替え運用は——今、繰替え運用を既に始めているところはいいんですけれども、それが終わるまでということで総務省の指導がありますので、この組合もそういう資金の関係では同じ取り扱いになると思いますので、繰替え運用はちょっと考えにくいかというふうに思っております。

以上です。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

私からは、県央県南広域環境組合用地取得基金の概要ということでございます。

現在、27年度末現在高見込みで6,605万3,000円残っております。この分について、未買収地が都市計画決定の中に11筆、9,234m<sup>2</sup>相当分が残っております。この分に充てるための基金でございますので、今後もそういう分で努力していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（山口隆一郎君）

黒田議員。

○5番（黒田 茂君）

土地の件はよくわかるんですけど、それをまだ必要性があるのかどうか、もう買わんといいんじゃないということもちよつといろいろ聞いたもんだから、必要性があるのかどうか、どうしても買うならいつ頃までに、これは用地交渉をやっているのかどうか、そこら辺の答弁をお願いします。

○議長（山口隆一郎君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

ただいまの土地の件も同じようなことばかり申し上げているんですけれども、どこにどういうふうな形にするかによって用地が必要になってくることも十分に考えられます。

今の施設がずっと継続してこのままでいければ、用地基金というのは事実上支障はありませんので要らないのかもしれませんけれども、新しい炉を造るとか、一時的にどこかに造っておいてやるとか、ここの場でやるかどうかもまだ決まっていないんですけども、そういうものが大きく影響していますので、今のところ、用地基金と土地の買入れのための基金というのがそのまま残してあるのは、そういう趣旨もありまして、私からもそれをほかの財調の基金に廃止して回すとか、そういうことは指示をしておりませんし、残った方が一団の土地になって、相手方の意向ももちろんありますから、そういうものも含めて、土地の購入のための基金というのはこれで十分かどうかわかりませんけれども、残しておいた方がいいんじゃないかという判断をしているところでございます。

以上です。

○議長（山口隆一郎君）

山口喜久雄議員。

○6番（山口喜久雄君）

まず、議案第5号の第2表債務負担行為の単位のところですけど、これは「千円」となっておりますが、「円」に訂正じゃないでしょうかということが一つですね。

それともう一つは、議案第5号の資料の1ですけど、概要の予算編成に当たりというところですけれども、この4行目ですが、過去の決算や執行状況について徹底した分析、検証を行い、これまで以上に創意工夫を凝らし、無駄を排除するなどというところが出ておりますけれども、二、三例を挙げて、こういうことで事例としてやりましたよということをお示し願えればと思います。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

すみません。今御指摘いただいた分、予算書の7ページでございます。

単位のところが「千円」としておりますけれども、これは円単位ということで、申し訳ございませんけれども、御訂正をよろしくお願ひいたします。

すみません。ちょっとお待ちいただいていいですか。

債務負担がすみません、千円単位で「29, 792」ということで数字の訂正をお願いしたいと……

○議長（山口隆一郎君）

山口喜久雄議員。

○6番（山口喜久雄君）

7ページの債務負担行為、第2表の単位の欄の訂正が要るんじゃないでしょうかとお聞きしたんです。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

御指摘のとおりでございまして、7ページ、すみません。限度額が「29, 791, 669」となっているのが「29, 792」で止めていただければと思います。申し訳ございません。おわびして訂正をさせていただきたいと思います。

それと、節減ということでございます。この分については、予算の執行あたりでもしておりますし、あと大きいのは用役費をいかに小さくするかということでございまして、これは日々、委託先でございますJFEエンジニアリングさんと毎日打合せをしながら、そういう報告もございますので、そういう部分について、例えば、増えた場合の原因で双方意見を交わしたり、電気料を削減するのに、ほかに今はLEDですか、そういうもので工場内ができる分については順次お願いをし、そういう部分についても対応を今していただいております。

全体はなかなか難しうございますけれども、計画的にそういう対応をしていただいておりまして、そういう部分では、もう稼働11年目、来年は12年目でございますけれども、これまでも不断の努力をしておりまして、そう大きな部分はございませんけれども、小さなところで努力はしているつもりでございます。今後とも、そういう分についてはやっていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

上田議員。

○9番（上田 篤君）

資料の1ページです。2番の予算編成に当たりの中のちょうど真ん中辺ですけれども、歳出予算云々ということで、最後の方に施設の委託費の増により前年度よりも0.6%増となりますとありますが、この委託費の増、その中身をわかるように説明をお願いします。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

施設の委託費の増部分の内容ということでよろしいでしょうか。

この分についてはリレーセンターの分でございまして、概要書の6ページをちょっと開いていただきたいと思います。

6ページの上段がクリーンセンター、下段がリレーセンターでございますけれども、リレーセンターの運転管理業務については同額でございますけれども、点検整備補修業務については、これは15年間の長期にわたってどういう部品が寿命もございまして、年度的にどれぐらい要るかというのをずっと協議しながらやっておりまして、この分について、27年度は東部、西部それぞれ1,700万円、2,100万円程度だったんですけども、来年度は1,800万円程度ずつ増えるということで、これは部品の交換の分、それと箇所、そういう部分で値段が変わってくるということでございまして、例えば、26年度は同じぐらいの額でございまして、それが27年度は下がったと。それでまた、今度戻るような格好になりますけれども、そういう部分で増になっているということでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

上田議員。

○9番（上田 篤君）

すみません。よくわからなかつたんですが、15年ぶりに大幅な補修をやることじゃないんでしょう。今の話だと、毎年やっているんですか。年次計画というのは、これは何年ごとにやるという計画ではなくて、どういう内容ですか。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

これは、クリーンセンターも同じと言えば同じじゃないんですけども、建設するときに、例えば、リレーセンターの機械設備がございますけれども、これについては、15年間でどういうふうな整備計画でされますかという部

分は御提示をいただいております。そういう部分の中で、機器、部品によつて耐用年数が違いますので、年度によって違ってくるという部分もございます。

ただ、計画どおりいきませんので、そういう部分では年度ごとに機械の状況を見ながら、協議しながら、27年度は補修箇所が安くて済んだ、要は機器の部分でございます。来年度は、そういう部分では少し大きなお金が掛かる部分が交換の対象、整備の対象になっているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（山口隆一郎君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第5号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

異議なしと認めます。よつて、議案第5号は原案どおり可決することに決定しました。

次に、日程第7. 議案第6号「監査委員の選任につき同意を求めるについて」を議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により除斥の必要がありますので、上田篤議員の退場を求めます。

（上田議員退場）

○議長（山口隆一郎君）

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

議案第6号「監査委員（議員のうちから選任する委員）の選任につき同意を求めるについて」御説明を申し上げます。

今回御提案申し上げております監査委員につきましては、提案理由に記載しておりますとおり、議員のうちから選任する監査委員の辞任に伴い、別紙候補者上田篤氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

以上で議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

これより議案第6号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号は、上田篤議員の選任に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号は上田篤議員の選任に同意することに決定いたしました。

上田篤議員の入場を求めます。

（上田議員入場）

○議長（山口隆一郎君）

それでは、上田篤議員には監査委員を務めていただくことになりました。よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任せられたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議なしと認めます。これをもって平成28年第1回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会します。議員各位の御協力によりまして、スムーズに議事を進行することができました。議長からお礼を申し上げ、閉会の挨拶といたします。どうもお疲れ様でございました。

（午前11時53分　閉会）

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議長

山口 陞一郎

署名議員

所川 康則

署名議員

小嶋 光明